

取手市民憲章推進協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、取手市民憲章推進運動（以下「憲章推進運動」という。）の振興発展に著しく貢献した者を表彰し、もって憲章推進運動の一層の振興を図ることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の1に該当する個人または団体に対し、表彰状又は感謝状を授与して行うものとする。この場合において、記念品をあわせて贈ることができる。

- (1) 憲章推進運動の振興発展に貢献し、特にその功績が顕著であった者
- (2) 長年にわたり、憲章推進運動の事業に精励し、特にその業績が優秀である者
- (3) 憲章推進運動のため、取手市民憲章推進協議会（以下「協議会」という。）に多額の金品を寄付した者

(被表彰者の推薦)

第3条 協議会の関係者並びに構成団体の長は、前条に規程する表彰の基準に該当する者で、これを表彰することが適当であると認められる者があるときは、協議会の会長（以下「会長」という。）に、別に指定するところにより推薦書を書かなければならない。

(被表彰者の決定)

第4条 会長は、被表彰者の推薦があつたときは、協議会の運営委員会に諮り表彰を受ける者及び第2条本文に規程する表彰の方法を決定するものとする。

(再表彰)

第5条 受賞者であつて、その後の功績により、協議会の運営委員会が特に必要と認めたときは、その者を更に表彰することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、総会の際に会長が行う。但し、協議会の役員が特に必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(被表彰者の登録)

第7条 被表彰者の氏名その他必要な事項は、それぞれ名簿に登録し、保存しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付則

この規程は、平成5年4月1日から施行し、平成5年4月1日から適用する。